

掛川市規則第9号

掛川市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成24年3月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市会計規則の一部を改正する規則

掛川市会計規則（平成17年掛川市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第59条を次のように改める。

（出納員等の証票）

第59条 出納員又は分任出納員は、当該事務を行うときは、出納員（分任出納員）証を携帯しなければならない。ただし、会計管理者が必要があると認めるときは、掛川市職員服務規程（平成17年掛川市訓令乙第11号）第5条第1項の身分証明書をもってこれに代えることができる。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第54条関係）

設 置 箇 所		出納員となる者	委 任 事 務
総務部	行政課	課長の職にある者	所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管
	財政課		
	管財課		
	納税課		
	市税課		
企画政策部	企画調整課		
	生涯学習協働推進課		
	地域支援課		
	I T 政策課		
	市民課		
健康福祉部	福祉課		
	高齢者支援課		
	保健予防課		
	国保年金課		
	地域医療推進課		
環境経済部	環境政策課		
	下水整備課		
	農林課		
	商工観光課		
都市建設部	都市政策課		
	土木課		
	維持管理課		
危機管理部	危機管理課		
支所		支所長の職にある者	
出納局		出納局次長の職にある者	会計管理者が命ずる収入金の収納

教育委員会 事務局	教育政策課	課長の職にある者	所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管
	学務課		
	学校教育課		
	幼児教育課		
	社会教育課		
	図書館	館長の職にある者	
議会事務局		局長の職にある者	
監査委員事務局		局長の職にある者	
消防本部	消防総務課	課長の職にある者	
	予防課		

別表第2（第54条関係）

設 置 箇 所		分任出納員となる者	委 任 事 務
総務部	行政課	所属職員のうち出納員から委任を受けた者	所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管
	財政課		
	管財課		
	納税課		
	市税課		
企画政策部	企画調整課		
	生涯学習協働推進課		
	地域支援課		
	I T 政策課		
	市民課		
健康福祉部	福祉課		
	高齢者支援課		
	保健予防課		
	国保年金課		
	地域医療推進課		
環境経済部	環境政策課		
	下水整備課		
	農林課		
	商工観光課		
都市建設部	都市政策課		
	土木課		
	維持管理課		
危機管理部	危機管理課		
支所			

教育委員会 事務局	教育政策課		
	学務課		
	学校教育課		
	幼児教育課		
	社会教育課		
	図書館		
議会事務局			
監査委員事務局			
消防本部	消防総務課		
	予防課		

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。